目　次

ページ
1　適用範囲 …… 1
2　引用規格 …… 2
3　用語及び定義 …… 2
4　一般要求事項 …… 2
5　試験のための一般条件 …… 2
6　分類 …… 2
7　表示，及び取扱説明又は据付説明 …… 2
8　充電部への接近に対する保護 …… 3
9　モータ駆動機器の始動 …… 3
10　入力及び電流 …… 3
11　温度上昇 …… 3
12　金属イオン系バッテリの充電 …… 3
13　動作温度での漏えい電流及び耐電圧 …… 3
14　過渡過電圧 …… 3
15　耐湿性等 …… 3
16　漏えい電流及び耐電圧 …… 3
17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 …… 3
18　耐久性 …… 3
19　異常下における動作 …… 4
20　安定性及び機械的危険 …… 4
21　機械的強度 …… 4
22　構造 …… 4
23　内部配線 …… 4
24　部品 …… 5
25　電源接続及び外部可とうコード …… 5
26　外部導体接続端子 …… 5
27　接地の手段 …… 5
28　ねじ及び接続 …… 5
29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁 …… 5
30　耐熱性及び耐火性 …… 5
31　耐腐食性 …… 5
32　放射，毒性及びこれらと類似の危険性 …… 5
附属書 …… 6
参考文献 …… 6

JIS C 8301:2019 様式原案

まえがき

この規格は，産業標準化法第 16 条によって準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき，一般社団法人日本ホームヘルス機器協会（HAPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって，**JIS C 9335-2-210**:2018 は改正され，この規格に置き換えられた。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

JIS C 9335 の規格群（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性）には，約 100 規格に及ぶ部編成があるが，この規格ではそれらの一覧の表記を省略した。

なお，全ての部編成は，**JIS C 9335-1**:20xx の“まえがき”に記載されている。

JIS Z 8301:2019様式原案

日本産業規格（案）　JIS C 9335-2-210：20xx

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-210 部：家庭用電気磁気治療器の個別要求事項

Household and similar electrical appliances—Safety—Part 2-210: Particular requirements for electromagnetic induction therapy apparatus for home use

JIS Z 8301:2019様式原案

序文

この規格は，**JIS C 9335-1**:20XX と併読する規格である。

この規格の箇条などの番号は，**JIS C 9335-1**:20XX と対応している。**JIS C 9335-1**:20XX に対する変更は，次の表現を用いた。

－ “置換”は，**JIS C 9335-1**:20XX の該当する箇所の要求事項を，この規格の規定に置き換えることを意味する。

－ “追加”は，**JIS C 9335-1**:20XX の該当する箇所の要求事項に，この規格の規定を追加することを意味する。

変更する箇所に関する情報が必要な場合には，これらの表現に続く括弧書きで示している。

JIS C 9335-1:20XX に追加する細分箇条番号は，**JIS C 9335-1**:20XX の箇条番号の後に“101”からの番号を付けている。

1　適用範囲

置換（**箇条 1** 全てを，次に置き換える。）

この規格は，家庭用及びこれに類する家庭用電気磁気治療器で，定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下，その他の機器の場合には 480 V 以下のもの（以下，機器という。）の安全性について規定する。

バッテリ駆動機器及びその他の直流駆動機器についても，この規格の適用範囲に含む。

通常，家庭で用いない機器でも，店舗，軽工業及び農場において一般人が用いる機器のような，一般大衆への危険源になる機器も，この規格を適用する。

この規格では，全ての人が受ける合理的に予見可能な危険性を取り扱っている。ただし，この規格では，通常，次の状態については規定していない。

－ 次のような人（子供を含む。）が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることが不可能な場合

・　肉体的能力，知覚的能力又は知的能力の低下している人

・　経験及び知識の欠如している人

－　子供が機器で遊ぶ場合

この規格は，次の機器には適用しない。

－　工業目的専用の機器

－　腐食性又は爆発性の雰囲気（じんあい，蒸気又はガス）が存在するような特殊な状況にある場所で用いる機器

－　医用機器（**JIS T 0601**）

2　引用規格

引用規格は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 2** による。

追加

JIS C 9335-1:20xx　家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

3　用語及び定義

用語及び定義は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 3** による。

3.1　物理的特性に関する定義

3.1.9　置換（**3.1.9** 全てを，次に置き換える。）

通常動作（normal operation）

機器を電源に接続し，無負荷で運転した状態

3.5　機器のタイプに関する定義

追加

3.5.101

家庭用電気磁気治療器

頭部を除き，患部に交流磁界による磁気を作用させて治療を行う家庭用機器

4　一般要求事項

一般要求事項は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 4** による。

5　試験のための一般条件

試験のための一般条件は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 5** による。

追加

5.101　機器は，モータ駆動機器として試験する。

JIS Z 8301：2019様式原案

6　分類

分類は，次を除き，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 6** による。

6.1　置換（**6.1** 全てを，次に置き換える。）

機器は，次を除き，感電の保護に関して，クラス 0I，クラス I，クラス II 又はクラス III のいずれかでなければならない。

－　直接人が水に触れて用いる機器は，クラス II 又はクラス III でなければならない。

－　定格電圧が 150 V 以下の屋内用の機器に限り，クラス 0 を適用する。ただし，据置形機器は，クラス 0 を適用しない。

適否は，目視検査及び関連する試験によって判定する。

7　表示，及び取扱説明又は据付説明

表示，及び取扱説明又は据付説明は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 7** による。

7.1　追加（“50 Hz 専用機器又は 60 Hz 専用機器は，”で始まる細別の後に，次の細別を追加する。）

－　短時間定格の機器は，その定格時間

8　充電部への接近に対する保護

充電部への接近に対する保護は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 8** による。

9　モータ駆動機器の始動

モータ駆動機器の始動は，この規格では規定しない。

10　入力及び電流

入力及び電流は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 10** による。

11　温度上昇

温度上昇は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 11** による。

11.7　置換（**注記**の後に，次を追加する。）

機器は，30 分間連続運転する。ただし，定格時間が 30 分未満の機器は，その表示した定格時間に等しい時間とする。

12　金属イオン系バッテリの充電

金属イオン系バッテリの充電は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 12** による。

JIS Z 8301:2019様式原案

13　動作温度での漏えい電流及び耐電圧

動作温度での漏えい電流及び耐電圧は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 13** による。

14　過渡過電圧

過渡過電圧は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 14** による。

15　耐湿性等

耐湿性等は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 15** による。

16　漏えい電流及び耐電圧

漏えい電流及び耐電圧は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 16** による。

17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護

変圧器及びその関連回路の過負荷保護は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 17** による。

18　耐久性

耐久性は，この規格では規定しない。

19　異常下における動作

異常下における動作は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 19** による。

20　安定性及び機械的危険

安定性及び機械的危険は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 20** による。

21　機械的強度

機械的強度は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 21** による。

追加

21.101　機器のタイプに応じた試験は，次による。

－　床上で使用することを意図する機器　　**a)**の試験

－　機器の質量が 4 kg 以下の可搬形機器　　**b)**の試験

試験方法は，次による。

JIS Z 8301：2019様式原案

a) **静荷重試験**　試験試料を厚さ 10 mm 以上の表面が平らな木台の上に通常動作状態に置き，底面の形状が正方形で，その一辺の長さが約 100 mm，質量が約 60 kg のおもりを上部に 1 分間置く。

試験後，**8.1**，**15.1**，及び**箇条 29** に適合しなくなるような損傷が生じてはならない。疑義を生じた場合，付加絶縁又は強化絶縁について，耐電圧試験を行ったとき **16.3** に適合しなければならない。

大きさが約 100 mm×100 mm×30 mm の砂を入れた袋を，おもりの一部として用いてもよい。

b) **落下試験**　コンクリートの床上に置いた厚さが約 30 mm の表面が平らなラワン板の中央部に，試験試料の底面がラワン板の面に平行になるようにし，試験試料を高さ約 70 cm から 1 回落下させる。

試験後，**8.1**，**15.1**，及び**箇条 29** に適合しなくなるような損傷が生じてはならない。疑義を生じた場合，付加絶縁又は強化絶縁について，耐電圧試験を行ったとき **16.3** に適合しなければならない。

22　構造

構造は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 22** による。

追加

22.101　機器のその他の構造は，次による。

－　装着して用いる機器（装着形機器ともいう。）は，容易に着脱可能で，停電時及び故障時に危険が生じてはならない。

－　手持形機器以外の機器は，30 分間以内に電源回路を遮断する装置（タイマ）をもっていなければならない。

注記　装着して用いる機器において，停電時や故障時に想定される危険としては，停電復帰後の機器の暴走（機器の電源スイッチなどが操作できない），感電（コードの被覆が裂けて導電線に接触する）などがある。

適否は，目視検査及び手による試験によって判定する。

23　内部配線

内部配線は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 23** による。

24　部品

部品は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 24** による。

24.2　**置換**（“可とうコードの中間に”で始まる細別の“ただし，着脱可能な”で始まる文を，次に置き換える。）

ただし，**21.101** の試験を満たす中間スイッチ及び自動調節器は取り付けてもよい。また，着脱可能な電源部分は，この細分箇条における“電源装置”とみなさない。

25　電源接続及び外部可とうコード

電源接続及び外部可とうコードは，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 25** による。

JIS Z 8301:2019様式原案

26　外部導体接続端子

外部導体接続端子は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 26** による。

27　接地の手段

接地の手段は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 27** による。

28　ねじ及び接続

ねじ及び接続は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 28** による。

29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁

空間距離，沿面距離及び固体絶縁は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 29** による。

30　耐熱性及び耐火性

耐熱性及び耐火性は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 30** による。

30.2.3　この規格では，規定しない。

31　耐腐食性

耐腐食性は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 31** による。

32　放射，毒性及びこれらと類似の危険性

放射，毒性及びこれらと類似の危険性は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 32** による。

JIS Z 8301:2019様式原案

附属書

附属書は，**JIS C 9335-1**:20xx の附属書による。

参考文献

参考文献は，**JIS C 9335-1**:20xx の参考文献による。

JIS Z 8301:2019様式原案